

学校法人軽井沢風越学園 役員及び評議員の報酬等と費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人軽井沢風越学園（以下「この法人」という。）の寄附行為第13条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員を併せて役員等という。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。報酬等には、職員給与規程に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、次のとおり報酬等を支給することができる。

- (1) 常勤の役員 報酬、賞与
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬総額（年額、賞与を含む。）は別表第1「役員
の報酬等の総額」に従い、理事会において決定する。

2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第2「非常勤の役員の報酬」に定め
る額とする。

3 評議員に対する報酬の額は別表第3「評議員の報酬」に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の
区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬 毎月25日（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は
前営業日に支払うものとする。）

(2) 賞与 毎年7月、12月

2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席
など法人運営のための業務にあたった都度、支給する。

3 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込む。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し
出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤手当及び旅費)

第6条 常勤役員には、その通勤の実態に応じて通勤手当又は旅費を支給する。

また、出張による職務の遂行に伴い発生する交通費は旅費として支給す
る。

(費用)

第7条 非常勤役員及び評議員が、評議員会、理事会に出席するために要する旅費については、費用弁償としてその実費を支給する。

2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第9条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、

別に定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、規則等管理規程の定めによるものとする。

附則

2020年4月1日 施行

別表第1（役員の報酬等の総額）

役職名	報酬等の総額
理事長	5,000,000円までの範囲内
常勤の役員	4,000,000円までの範囲内

別表第2（非常勤の役員の報酬）

(1) 理事

業務内容	報酬額
理事会への出席	1回あたり10,000円

(2) 監事

業務内容	報酬額
理事会への出席	1回あたり10,000円
監事監査	1日あたり50,000円

別表第3（評議員の報酬）

業務内容	報酬額
評議員会への出席	1回あたり10,000円